

船舶事故等調査報告書

平成25年11月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013長第66号
事故等種類	安全阻害
発生日時	平成25年8月2日 12時26分ごろ
発生場所	長崎県佐世保市宇久島西方沖 佐世保市所在の神ノ浦港南防波堤灯台から真方位295°21海里 付近 (概位 北緯33°24.0′ 東経128°43.0′)
事故等調査の経過	平成25年8月5日、本インシデントの調査を担当する主管調査官 (長崎事務所)を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 富洋丸、6.6トン
船舶番号、船舶所有者等	NS2-13845 (漁船登録番号)、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、宇久島西方沖でよこわひき縄漁を終え、約4.5ノットの対地速力で航行中、右舷船尾ブルワーク付近で‘漁具を引く竿’（以下「本件竿」という。）を収納していた船長が、平成25年8月2日12時26分ごろ、宇久島西方沖において、波で船体が動揺した際、身体のバランスを崩して落水した。</p> <p>本船の付近で操業していた僚船の船長は、本船が不審な動きをしていることに気付き、接近したところ、本船の船長が見当たらなかったことから、落水したものと思い、本船の機関を停止し、僚船数隻で捜索を始めるとともに、海上保安部に通報した。</p> <p>船長は、約50分間漂流した後、他の僚船に発見されて救助され、本船に移乗して長崎県小値賀町小値賀漁港へ帰った。</p> <p>船長は、出港時から救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は、携帯電話を所有していたが、ブリッジ内に置いていた。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南西、風速 約6m/s、視界 良好</p> <p>海象：波高 約1.5～2m、水温 約28℃</p>
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	あり
判明した事項の解析	本船は、宇久島西方沖を航行中、船長が、本件竿を収納していた際、波で船体が動揺して落水したことから、安全が阻害されたものと

	考えられる。
原因	本インシデントは、本船が宇久島西方沖を航行中、船長が、本件竿を収納していた際、波で船体が動揺して落水したため、発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 船体動揺がある場合、ブルワーク付近で作業を行う際は、固定物につかまるなどし、落水を防止する体勢としておくこと。・ 防水型携帯電話を常に携行し、落水した際の連絡手段を確保することが望ましい。・ 救命胴衣等の適切な着用を心掛けること。